

国立大学法人一橋大学利益相反マネジメントポリシー

令和5年1月1日制定

1. 目的

国立大学法人一橋大学（以下「本学」という。）は、一橋大学研究教育憲章において①新しい社会科学の探求と創造、②国内・国際社会への知的・実践的貢献、③構想力ある専門人、理性ある革新者、指導力ある政治経済人の育成、をその研究教育の使命と位置づけ、この理念のもと、イノベーション創出に貢献する産学官連携を推進することを重要な使命の一つとして掲げている。

一方、大学がこのような産学官連携を推進するにあたっては、大学と企業等との目的や役割の違いから、大学や教職員等が企業等との関係で有する利益や責務が、社会的責任や教育・研究における責任と衝突する状況（利益相反）が生じうる。特に近年、研究活動の国際化、オープン化にともない、国際的に信頼性のある研究環境を構築することの重要性が指摘されている。

このような状況のもと、本学は利益相反問題に積極的に対処し、社会への説明責任を果たしつつ、本学構成員がその能力を最大限に発揮できるよう組織として活動を支えるため、ここに国立大学法人一橋大学利益相反マネジメントポリシーを定める。

2. 利益相反の定義

広義の利益相反とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものである。

(1) 狭義の利益相反

教職員等又は本学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、本学における教育及び研究上の責任が衝突・相反している状態をいう。この狭義の利益相反には、個人としての利益相反と、大学（組織）としての利益相反がある。

① 個人としての利益相反

教職員等個人が得る利益と、個人の本学における責任が相反している状態をいう。

② 大学（組織）としての利益相反

大学組織が得る利益と、大学組織の社会的責任とが相反している状態をいう。

(2) 責務相反

教職員等が主に、兼業等により企業等に職務遂行義務を負っており、大学における職務遂行の責任と当該企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。（なお、兼業を行うにあたっては事前に国立大学法人一橋大学職員兼業規程（平成16年規則第61号）で定める手続きを行う必要がある。）

3. 利益相反マネジメントに対する基本的な考え方

- (1) 広義の利益相反を常に注視し適切に関与することにより深刻な事態に陥ることを未然に防止し、大学の本来の使命たる教育・研究に対する責務が全うされていることを担保し、大学のインテグリティを維持・確保するとともに、産学官連携の健全な推進を図る。
- (2) 教職員等が企業等向けの活動を優先させることによって、教育の機会が狭められたり、学生の自主性と学問の探究が阻害される等、教育面で支障が生じないように、最大限の配慮を払う。
- (3) 社会や大学そして教職員等の正当な利益配分を管理しつつ、関連情報をできる限り開示することにより透明性を確保し、ひいては国民の疑惑を生じさせないようにするという観点を重視することで、透明性の高いマネジメント・システムを構築する。
- (4) 学内において、利益相反のマネジメント以前の問題となる法令面でのサポート体制を整備する。大学としての品位を守るとともに、構成員が快適な環境で大学における活動を行えるよう、コンプライアンス（法令遵守）の普及・啓発活動をおこなう。

4. 利益相反マネジメントのための具体的施策

3で示した考え方にに基づき、本学は以下の体制整備を行う。

- (1) 利益相反マネジメントに関する規則の整備
- (2) 利益相反マネジメント委員会の設置
- (3) 利益相反アドバイザーの設置
- (4) 産学官連携に携わる教職員等による情報の開示
- (5) 利益相反マネジメント委員会による利益相反に関する調査及び報告
- (6) 利益相反に関する調査結果の適切な公開による透明性の担保
- (7) 学内関係者への啓発及び組織学習のための措置

5. 利益相反マネジメントの対象者

利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員並びに別に定める利益相反マネジメント委員会で指定された者とする。

6. 利益相反マネジメントポリシーの見直し

社会の変動や本学を取り巻く環境の変化等に応じて、本ポリシーの見直しを行うものとする。